

資 料

ギリシャ民法典邦訳（５）

カライスコス・アントニオス

第 7 章 地役権

（意義）

第1118条 不動産には、他の不動産の現時の所有者のために、一定の便益を供する物権（地役権）を設定することができる。

第1119条 地役権により、承役地の所有者は、要役地の所有者による自己の不動産の一定の使用を受忍し、または所有者として行う権利のある行為を行わない責務を負う。

第1120条 とりわけ通行に関する役権、水の通行、排出または引水に関する役権、要役地の植物の灌漑に関する役権、牧畜または木の伐採に関する役権、要役地の建物の屋根の水の承役地への放出に関する権利、承役地との境界線を越える露台もしくは軒の役権、隣地上の建物の上に建物を支える設置をする役権、下水管の役権、建設をしない旨の役権および明かりまたは景観を遮らない旨の役権は、前条の意義における地役権とする。
（設定）

第1121条 地役権は、法律行為または取

得時効によって設定する。不動産の取得時効および合意によるその譲渡に関する規定は、地役権について準用する。

（数人の所有者）

第1122条 要役地または承役地が数人の所有者に帰属するときは、法律行為によって役権を設定するためには、全ての所有者の承諾を得なければならない。（行為を行わない旨の役権の場合における取得時効）

第1123条 役権の内容が、ある行為を行わないことであるときは、短期の取得時効のための占有は、要役地の所有者が承役地の所有者に、役権の内容として行ってはならない行為を禁止した時から進行する。

（役権の範囲）

第1124条 役権は、要役地の対象となる便宜の範囲のみに及ぶ。疑いがあるときは、要役地の新たな便宜は、承役地の所有者の異なる内容の負担をもたらさない。

第1125条 役権には、それを行使するた

めに必要となる権利者の全ての行為が含まれる。ただし、権利者は、承役地の所有者の利益に対して可能な限り狭くその権利を行使しなければならない。

(承役地における工作物の設置)

第1126条 役権を行使するために承役地に工作物を設置する場合において、当該工作物を通常の状態に保つことを承役地の所有者の利益が要請するものであるときは、権利者は、当該工作物を通常の状態に保つ義務を負う。工作物が承役地の所有者の利益にも供したものであるときは、各自の利益に応じて、双方が当該工作物を保存する義務を負う。ただし、別段の合意をしたときは、この限りでない。

第1127条 役権が承役地の工作物の上に工作物を設置する権利を内容とするものである場合において、別段の合意がないときは、要役地の所有者は、承役地の所有者の利益がこれを要請するときは、自己の工作物を保存する義務を負う。

(役権の行使方法の変更)

第1128条 役権を行使する方法を変更してもなお役権の経済的目的を同様に遂行することができ、かつ、従前の行使の方法が承役地の所有者にとって著しく不利益であるときは、承役地の所有者は、必要な費用の前払いをして、役権を行使する方法の変更を請求することができる。

役権を行使する不動産の従前の位置の変更についても、同様とする。

(所有者による承役地の使用)

第1129条 役権の存在は、自己のために承役地を同様の方法で使用する承役地の所有者の権利を排除しない。ただし、別段の合意をしたとき、または承役地がそのような使用をするのに十分でないときは、この限りでない。

(要役地の分割)

第1130条 要役地を分割したときは、役権は、その各部のために存する。ただし、その行使は、承役地の所有者にとってより不利益なものであってはならない。役権は、役権から便宜を得ない要役地の部分については、消滅する。

(承役地の分割)

第1131条 承役地を分割したときは、役権は、その各部について存する。ただし、役権の性質または契約により役権の行使を停止した部分については、消滅する。

(役権の保護)

第1132条 地役権を有する者または数人の権利者がいるときはその各人は、地役権の侵害があった場合には、侵害をした者に対し、地役権が存在することを認め、侵害を排除し、かつ、将来それを繰り返さない旨を請求することができる。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

前項の権利は、侵害をした者が権利に基づいて行動したときは、存在しない。

第1133条 前条の保護は、有効なまたは虚偽の権原なくして承役地を占有する者に対して、短期の取得時効に必要な要件を具備して役権の占有を取得した者も、取得時効が完成する前にその妨害を受けたときは、これを有する。

(役権の消滅)

第1134条 役権は、遺言または登記をした公正証書による権利者の放棄の一方的な意思表示によって消滅する。第三者が要役地に対して物権を有する場合において、当該放棄がその権利を害するときは、その承諾を必要とする。

第1135条 役権は、要役地または承役地の全部が滅失したときは、消滅する。

第1136条 役権は、事実上の事由または法的な事由によってその行使が不能となったときは、消滅する。

第1137条 役権は、要役地および承役地の所有権が同一人に帰属したときは、消滅する。

第1138条 役権は、20年これを行使しなかったときは、消滅する。権利者が数人あるときは、そのうちの一人が役権を行使すれば足りる。

第1139条 継続しないで行使する役権については、20年の期間は、最後に行使した時から進行する。継続して行使することを内容とする役権については、20年

の期間は、役権の行使を妨害する工作物を承役地に設置した時から進行する。

権利者が訴えを提起したときは、役権を行使したものとみなす。

第1140条 役権を行使しなかったことによるその消滅は、それにふさわしいものでない用法でまたは時期に行使をしたときも妨げられない。

第1141条 役権を保護するための訴えに係る消滅時効が停止する期間および法によってその消滅時効の完成が妨げられる期間は、役権を行使しなかったことによるその消滅は進行せず、既に進行した場合には、停止する。

第8章 人役権

（用益権の意義）

第1142条 人役権である用益権は、用益権者が、他人の物の本質に変更を加えずに、当該物を使用し、かつ、利益を取収することを内容とする。

（発生）

第1143条 用益権は、法律行為または取得時効によって発生する。動産および不動産の取得時効ならびに合意に基づくその所有権の譲渡に関する規定は、これらの物に対する用益権の設定について準用する。

第1144条 用益権は、物の一部について設定することができる。

（物の状態の確認）

第1145条 物に対して用益権を有する者は、自己の費用において、裁判官が選任した鑑定人が当該物の状態を確認することを請求することができる。物の所有者も、同様の権利を有する。

（集合物の目録の作成）

第1146条 用益権の対象が集合物である

ときは、用益権者および所有者は、相互に共同して当該集合物の目録を作成する義務を負う。費用は、目録の作成を請求した者が、これを負担する。

第1147条 用益権者は、物を占有する権利を有する。

（用益件を有する者の義務）

第1148条 用益権者は、用益権を行使するに当たって、物の従前の経済的目的を維持し、かつ、注意をもって、通常の利用法に基づいてそれを扱う義務を負う。用益権者は、物に本質的な変更を加える権利を有しない。

第1149条 森林、鉱山または採掘坑に対する用益権の場合においては、用益権者または所有者は、共同の費用における計画に基づいて利用方法を定めることを請求する権利を有する。

（通常の範囲を超える果実）

第1150条 用益権者が通常の利用の範囲を超えて、または非常に偶発的な状況によって取収した果実は、通常の範囲を超

える部分については、所有者に帰属する。

(用益権を有する者と埋蔵物)

第1151条 物の中に埋蔵物を発見したときは、用益権者の権利は、所有者に帰属する埋蔵物の部分には及ばない。

(物の修繕)

第1152条 用益権者は、物の修理または修繕をする義務を負う。修理または修繕の費用は、当該費用が物の通常の保存についてのものであるときは、用益権者がこれを負担する。

(所有者に対する通知義務)

第1153条 物の故障、緊急の修理の必要性または予測しなかった危険に対して講じなければならない保護措置があるときは、用益権者は、遅滞なくその旨を所有者に通知しなければならない。物について権利を主張する第三者があるときも、同様とする。

所有者が故障または危険を防止するための措置を講ぜず、または講ずることを拒絶したときは、用益権者は、所有者の費用において当該措置を講ずることができる。

(保険加入の義務)

第1154条 用益権者は、用益権の期間については、火災その他の危険に対して所有者のために自己の費用で物に保険をかける義務を負う。

(負担についての義務)

第1155条 用益権者は、用益権が継続する間は、物の公の負担を支払う義務を所有者に対して負う。ただし、非常のものである負担については、この限りでない。用益権を設定する時に物に抵当権が存する場合には、用益権者は、用益権が継続する間の債務の利息または当該債務を担保する他の抵当権の割合に応じた利

息の一部を支払う義務を所有者に対して負う。

第1156条 財産の全部またはその一部に対して用益権を有する者は、用益権を設定する時に存する所有者の債務に係る利息またはその割合に応じた一部を支払う義務を負う。

前項の者は、用益権を設定した時に既に存在した所有者の義務から生じる定期的扶養給付を支払う義務を負う。

(用益権を有する者が負担しない費用)

第1157条 用益権者が支払う義務を負わない費用については、当該費用を支出した時に物の所有者であった者は、事務管理の規定に従って債務を負う。用益権者は、自己が物に付属させた物を取去る権利を有する。

(通常用法による劣化)

第1158条 用益権者は、用益権の通常行使によって生じた物の変更または劣化については、責任を負わない。

(用益権を有する者の担保提供義務)

第1159条 物の所有者は、用益権を有する者が所有者の権利を著しく危険にさらす方法で用益権を行使する場合において、別段の定めがないときは、当該者に担保を提供することを請求することができる。ただし、自己のために用益権を留保した贈与者については、この限りでない。

第1160条 用益権者が裁判所の命じた担保を提供せず、もしくは提供することができず、または所有者の権利を著しく侵害したときは、裁判所は、所有者の請求により、物を賃貸すべき旨を命じ、または用益権者のために用益権の行使を管理人に委託することができる。この場合においては、所有者は、管理人となることができる。管理は、担保を提供し、また

は管理を開始した事由が消滅したときは、これを取り消す。

（用益権の終了時における物の返還）

第1161条 用益権者は、用益権が終了した後で、所有者に物を返還する義務を負う。用益権者と物の所有者との関係においては、用益権を設定した者は、用益権者の利益において所有者であるものとみなす。ただし、用益権者が、用益権を設定した者が所有者でないことを知っていたときは、この限りでない。

第1162条 農地に対して用益権を有する者は、用益権が終了した時にまだ分離していない果実については権利を有しない。ただし、果実を生産するために支出した費用は、果実の価値を超えない限りにおいて、これを請求することができる。

第1163条 農地に対して用益権を有する者は、用益権が終了した時に、次の収穫までの農地の通常の耕作に必要な量の農地の産物、とりわけ種、草および肥料を残す義務を負う。ただし、農地の使用を始めた時にそのような産物の引渡しを受けなかったときは、残した産物につき補償することを所有者に請求することができる。

（用益権の終了時における賃貸借の効力）

第1164条 賃貸借の継続、賃貸借に係る賃料の前払い、譲渡または差押えおよび賃貸借が継続する間の不動産の処分についての規定は、用益権者がした不動産の賃貸が継続する間に用益権が終了した場合について準用する。

（消滅時効）

第1165条 物の変更または劣化による用益権者に対する所有者の請求権および費用もしくは付属させた物の取去に関する用益権を有する者の請求権は、物を返還

した時から6箇月を経過したときは、消滅する。

（用益権の譲渡禁止）

第1166条 用益権は、別段の定めがないときは、これを譲り渡すことができない。用益権の行使は、用益権の期間を超えない期間について他人に譲り渡すことができる。ただし、第1164条が規定する場合においては、この限りでない。

（用益権の消滅）

第1167条 用益権は、別段の定めがないときは、用益権者の死亡によって消滅する。法人が用益権を有するときは、用益権は、当該法人の消滅によって消滅する。

第1168条 用益権および所有権が同一人に帰属したときは、用益権は、消滅する。

第1169条 用益権は、用益権者が所有者に対して、用益権を放棄する旨の一方的意思表示をしたときは、消滅する。不動産の場合には、当該意思表示は公正証書によらなければならない、所有者にこれを通知し、かつ、その登記をしなければならない。

第1170条 承役地の滅失、行使の不能および行使をしないことによる地役権の消滅事由は、物に対する用益権について準用する。行使をしないときの20年は、用益権を最後に行使した時から進行する。（物の滅失または強制処分）

第1171条 物に対する用益権は、当該物の対価または当該物について受け取るべき損害賠償金、とりわけ当該物の滅失、当該物に関する保険契約または当該物の強制処分によるものに対しても、これを行使することができる。

第1172条 前条の場合においては、所有者または用益権者は、物の回復または代

替について受け取った金銭を支出することを請求することができる。ただし、支出をすることが通常の利用を超えるものであるときは、この限りでない。

(用益権者の保護)

第1173条 所有権の保護についての規定は、用益権者の権利が侵害を受けた場合について準用する。

(消費物に対する用益権)

第1174条 用益権の目的となるものが消費物である場合において、別段の定めがないときは、用益権者は、当該物の所有者となり、用益権が終了する時に、用益権を設立した者の選択に従い、用益権を設立した時の当該物の価値を支払い、または数量および品質の同じ物をもって引き渡す義務を負う。

第1175条 消費物の場合において、別段の定めがないときは、用益権者は、当該物の引渡しを受ける前に、担保を提供する義務を負う。次の各号に掲げる場合には、用益権者は、担保を提供する義務を負わない。①金銭の場合において、当該金銭を、用益権を留保して安全な銀行その他の金融機関に預けたとき。②贈与者が自己のために用益権を留保したとき。

(無記名債権証券に対する用益権)

第1176条 物に対する用益権に関する規定は、無記名債権証券に対する用益権について準用する。用益権者は、別段の定めがないときは、担保を提供する義務を負う。ただし、次の各号に掲げる場合には、担保を提供することを要しない。①証券を、用益権を留保して安全な銀行その他の金融機関に預けたとき。②贈与者が自己のために用益権を留保したとき。

用益権者は、担保を提供しないで、附属された利札または配当証券を占有する権利を有する。

第1177条 会社の株式に対する用益権の場合においては、用益権者は、別段の定めがないときは、当該会社の株主の会合に参加する権利を有する。

(権利に対する用益権)

第1178条 用益権は、権利に対してこれを設定することもできる。当該用益権の設定は、当該権利の譲渡に必要となる方式で行う。譲渡を禁じた権利に対しては、用益権を設定することができない。

(請求権に対する用益権)

第1179条 請求権に対して用益権を有する者は、当該請求権を収益する権利を有する。

請求権が金銭についてのものでないときは、その用益権者は、その弁済を受ける権利を有する。当該用益権者は、当該弁済を受けた時から物の用益権者となる。

第1180条 用益権の対象となっている請求権が金銭についてのものであるときは、債権者および用益権者は、共同して元本の支払を受ける権利および義務を有する。債権者および用益権者は、支払を受ける代わりにまたは支払を受けた後で、用益権者の権利を留保して、元本を安全にかつ利息付きで預けることを請求する権利を有する。預ける形態は、用益権者がこれを定める。

第1181条 終身定期金の用益権者は、用益権の目的となっている権利に応じた定期的給付の支払を受ける権利を有する。

第1182条 権利に対する用益権のその他の事項については、物に対する用益権の規定を適用する。ただし、法または権利に対する用益権の性質から他の結論が得られるときは、この限りでない。

(居住権)

第1183条 人役権たる居住権は、他人の建物またはその1室を住居として使用する排他的な物権を内容とする。

第1184条 居住権を有する者は、その家族およびその社会的地位に応じた使用人と共に建物に居住する権利を有する。

第1185条 居住権は、これを譲り渡すことができず、権利者の死亡によって消滅する。

第1186条 居住権は、担保の提供を請求する権利を含まない。権利者は、建物を保険の対象とする義務を負わない。

第1187条 居住権のその他の事項については、居住権の性質に合致する限りにおいて、不動産に対する用役権についての一般規定を適用する。

（その他の人役権）

第1188条 不動産に対しては、特定の者に一定の支配権または便益を与える物権たる人役権（制限的人役権）を設定することができる。

当該役権は、用益権の内容の全てを含むことができる。

第1189条 制限的人役権の範囲は、疑いがあるときは、権利者の個人的な必要を基にこれを特定する。

第1190条 制限的人役権は、別段の定めがないときは、これを譲り渡すことができず、権利者が死亡した時または権利者たる法人が消滅した時に消滅する。

第1191条 制限的人役権のその他の事項については、人役権の性質に合致する限りにおいて、用益権の規定を適用する。

第9章 登記

（登記を要する行為）

第1192条 次の各号に掲げる行為は、不動産を管轄する登記所においてその登記をしなければならない。①死因贈与を含む、不動産に対する物権を設定、移転または廃止する生前の法律行為（物権的法律行為）。②不動産に対する、当局による認定もしくは添付または所有権もしくは物権の割当て。③裁判上の不動産の分割に関する判決。④不動産を目的とする物権的法律行為についての意思表示を強制する確定判決。⑤長期の取得時効によって取得した、不動産を目的とする所有権その他の物権を認定する確定判決。（相続または遺贈の承認）

第1193条 不動産を管轄する登記所には、さらに、相続人または受遺者に相続財産に含まれる不動産に対する所有権その他の物権もしくは他人の不動産に対す

る物権を移転し、またはそのような物権を廃止する相続または遺贈の承認も、これを登記しなければならない。登記をするためには、被相続人の死亡を確証しなければならない。

（登記の方法）

第1194条 登記は、登記をすべき行為の概容を、その提出をした順序に従って登記簿に記載することによってこれを行う。概要は、当該行為の主な事項を含むものとする。記載をした旨は、登記をした書面上にもこれを記し、当該書面は、登記所にこれを保管する。

登記は、利害関係を有する全ての者がこれを請求することができる。

第1195条 登記をすべき相続または遺贈の承認は、公文書によるものでなければならない。相続の承認に代えて、相続証書の登記をすることもできる。

(不動産の特定に関する不足)

第1196条 登記は、登記をした行為から不動産を特定することができないときは、無効とする。

第1197条 相続または遺贈を承認する行為から不動産および承認が目的とする物権を特定することができないときは、登記を請求する者は、自己が署名をした、当該事項を含む報告書を登記所に提出しなければならない。

(登記をしなかった場合)

第1198条 第1192条第1項から第4項までおよび第1193条の場合において、登記をしなかったときは、不動産の所有権の移転ならびに不動産を目的とする物権の設定、移転または廃止は、その効力を有しない。

(相続人または受遺者の所有権)

第1199条 第1193条に従い登記を行った後は、不動産を目的とする所有権その他の物権は、被相続人が死亡した時から相続人または受遺者に移転したものとみなす。ただし、停止条件または停止期限の場合においては、この限りでない。

(登記簿の公開)

第1200条 登記簿は、これを公開し、全ての者がこれを閲覧することができる。ただし、その良い保存のために必要となる条件に従わなければならない。

第1201条 登記官は、申請をした者に登記簿の内容の複写、証書または概要書を提供しなければならない。

(登記をした法律行為の無効判決)

第1202条 登記をした法律行為の無効を宣告した判決が確定したときは、当該無効は、その宣告を請求した当事者の申請により、登記をした法律行為の空白にその記載をする。当該当事者は、当該無効の記載をしなかったことによって損害を

受けた者に対し、その損害の賠償をする義務を負う。

(登記をした、不動産に関する契約の取消し)

第1203条 登記をした、不動産に関する契約が錯誤または詐欺もしくは強迫によって締結したものである場合において、当該契約を取り消した判決が確定したときは、第184条の取消しの効力は、登記をした契約の空白に当該判決の記載をした時から生ずる。

第1204条 前条に基づく、錯誤または詐欺もしくは強迫によって不動産に関して締結し、かつ、登記をした契約の取消しは、当該契約によって物権を得た第三者を害しない。

(複数の登記の申請)

第1205条 複数の登記の申請がなされた場合において、その全てを同じ日の内に行うことができないときは、登記官は、登記を行なわなかった申請について記録を作成し、提出の順序に従ってそれを記載する。登記簿へのその登記は、記録にそれを記載した順序に従って行い、登記官は、その登記をする前に他の登記を行うことができない。その登記は、記録を作成した日にこれを行ったものとみなす。

(同日の複数の登記)

第1206条 同一の不動産を目的とする権利に関する、同日に行った複数の登記が存在するときは、少しでも古い権原に基づくものを優先する。

(同日の登記と抵当権設定登記)

第1207条 同一の不動産と目的とする登記と抵当権設定登記が同日に行われたときは、少しでも先に記載をしたものを優先する。

(賃貸借の登記)

第1208条 9年を超える期間の不動産の賃貸借は、当該不動産を管轄する登記所にその登記を行わなければならない。

第10章 質 権

（意義）

第1209条 他人の動産に対しては、請求権を担保するための債権者の優先弁済を内容とする、物権たる質権を設定することができる。

（請求権の存在）

第1210条 質権は、附従性を有する権利であり、将来の請求権または条件を付した請求権のためにもこれを設定することができる。

（設定）

第1211条 質権を設定するためには、所有者が債権者に物を引き渡し、かつ、債権者が物に対して質権を取得することを両者が合意することを要する。当該合意は、公正証書または確定日付のある私文書によるものであり、請求権を特定し、かつ、質物を描写するものでなければならない。文書の本体における描写に代えて、それに特別のカタログを添付することができる。

（第三者への引渡し）

第1212条 前条の引渡しは、債権者と質権設定者との共同の承諾により、第三者に対してこれを行うこともできる。

（占有改定による引渡し）

第1213条 ある法律関係に基づいて質権設定者が物を引き続き所持する旨の、債権者と質権設定者との合意は、引渡しとしてのその効力を有しない。

（登記による設定）

第1214条 法がその目的のために設けた公の登記簿に合意の登記をしたときは、質権は、引渡しをしなかった場合でも成

立する。

（質権設定者の所有権の不存在）

第1215条 物の所有権が質権設定者に帰属しないときは、質権は、所有者でない者から所有権を取得するための条件に従いこれを取得する。関連する規定は、この場合について準用する。

（一部に対する質権）

第1216条 質権は、動産の一部に対してもこれを設定することができる。ただし、質権設定者は、当該物の全部または一部を引き続き所持することができない。

（優先弁済権が発生する時期）

第1217条 質権に基づく優先弁済権は、質権が将来の請求権または条件を付した請求権についてこれを設定したときであっても、その設定の時から存在する。

（被担保債権）

第1218条 質権は、請求権の範囲の全て、とりわけ利息、違約罰、物のために支出した費用に関する債権者の請求権、訴訟費用および質物の処分のための費用を担保する。他人の債務を担保するために質権を設定したときは、質権を設定した後での債務者と債権者との間の法律行為により質権設定者を害することができない。

（質権設定者の抗弁）

第1219条 質権設定者は、法に別段の定めがないときは、債務者が請求権に対して有する抗弁を放棄したときでも、当該抗弁をもって債権者に対抗することができる。

(物の果実)

第1220条 質権は、別段の定めがないときは、物から分離した果実に及ばない。

第1221条 質権においては、債権者が物の利得を取得することを合意することができる。物がその性質上果実を発生させるものである場合において、疑いがあるときは、債権者は、利得を取得する権利を有するものとみなす。

第1222条 債権者が利得を取得する権利を有するときは、当該利得の生産および受取りならびに報告について注意をする義務を負う。

(物の滅失または強制処分)

第1223条 質権は、とりわけ物の滅失、物ついでに保険契約または物の強制処分の場合においては、物の代価または損害賠償金にも及ぶ。

(債権者の義務)

第1224条 債権者は、物を保管する義務を負う。債権者は、質権設定者の承諾なくして質物を使用し、または転質をすることができない。

(物に関する費用)

第1225条 債権者が物に対して支出した費用については、事務管理の規定に従ってその償還の請求をすることができる。債権者は、物に附属させた造作を取り外す権利を有する。

(債権者の義務不履行)

第1226条 債権者が質権設定者の権利を侵害したときは、質権設定者は、裁判所が任命する保管人に物を引き渡すこと、または、物が供託をすることができるものである場合には、それを供託することを請求することができる。この場合における費用は、債権者がこれを負担する。

第1227条 質権設定者は、前条の保管または供託に代えて、債権者に弁済をして

物の返還を請求することができる。請求権が利息付きでなく、かつ、その弁済期が到来していないときは、支払の時から債務の弁済期までの利息を差し引く。

(債権者の利益に対する危険)

第1228条 物の滅失またはその価値の重大な減少のおそれがあるために債権者の担保が危険にさらされているときは、債権者は、裁判所の許可を得て、競売で物を売却する権利を有する。ただし、質権設定者が、債権者が定めた相当の期間内に担保を充実させたときは、この限りでない。競売は、差押えをした動産の競売と同じ方法で行う。競売金は、物に代位し、公の機関にこれを預ける。

証券価値を有する物の売却は、証券市場でこれを行う。

第1229条 前条の場合においては、質権設定者は、同様の条件で物を売却するための裁判所の許可を請求し、または他の担保を提供して物の返還を請求することができる。この場合においては、保証人をもって担保とすることができない。

(有利売却の機会)

第1230条 質権設定者は、物の有利な売却の機会があるときは、弁済期が到来する前でも、それを売却するための許可を裁判所に請求することができる。裁判所は、売却の条件および対価を預けるべき旨を定める。

(質権の不可分)

第1231条 質権は、不可分であるものとする。複数の物に対して質権が存在するときは、各物が請求権の全部を担保する。

(終了時における物の返還)

第1232条 債権者は、質権が消滅した時に物を返還する義務を負う。

第1233条 債権者は、債務者に対して、

質権を設定する前に成立し、かつ、質権が担保する請求権より前に弁済期の到来した他の請求権を有するときは、裁判所の許可を得て、質権が担保する請求権が消滅した後も債務者に物を返還することを拒絶することができる。債権者は、質権設定者たる第三者に対して同様の条件を満たす請求権を有するときは、質権設定者たる第三者に対しても同様の権利を有する。

第1234条 質権設定者たる第三者は、債務の弁済期が到来したときは、債務を弁済して物の返還を受ける権利を有する。質権設定者たる第三者は、弁済によって債権者の権利に代位する。

（消滅時効）

第1235条 次の各号に掲げる請求権は、質権が消滅した時から6箇月を経過した時に消滅する。①物の滅失または価値の減少による、債権者に対する質権設定者の請求権。②費用または附属させた造作の取外しに関する債権者の請求権。

（質権の保護）

第1236条 所有権の保護に関する規定は、質権の侵害の場合について準用する。

（質物の売却に関する債権者の権利）

第1237条 債権者は、その請求権の弁済期が到来した時から、債務名義を有するときは競売で物を売却し、それを有しないときは競売で物を売却するための判決を求めることができる。当該売却は、差押えをした動産の競売と同じ方法でこれを行う。

証券価値を有する物の売却は、証券市場でこれを行う。

第1238条 複数の物が質権の対象となっているときは、債権者は、自己を満足させるのに必要となる物のみを処分する権

利を有する。

（一定の合意の禁止）

第1239条 被担保債権の弁済期が到来する前にした合意であって、かつ、弁済期の到来する前に債権者を満足させなかったときは物の所有権が債権者に移転し、またはそれを債権者に移転させなければならない旨を内容とするものは、無効とする。債権者が物の処分に関する方式の全部または一部に従わなくても良いとする合意についても、同様とする。

（買受人の権利）

第1240条 法の規定に従って競売および落札をしたときは、買受人は、負担が一切ない状態で物の所有権を取得する。ただし、質権を設定する前に存在した用益権は、消滅しない。

（競売金の支払による債務の消滅）

第1241条 債務は、自己の請求権を満足させるために債権者が競売金の支払を受けた限度において、質権設定者がこれを弁済したものとみなす。残額については、競売金は、物に代位する。

第1242条 債権者による物の売却においては、質権設定者は、債権者の利益において所有者であるものとみなす。ただし、債権者が、質権設定者が所有者でないことを知っていたときは、この限りでない。

（質権の消滅）

第1243条 質権は、とりわけ次の各号に掲げる場合には、消滅する。①被担保債権が消滅したとき。②債権者が物を質権設定者または所有者に返還したとき。③債権者が質権設定者または所有者に質権を放棄する旨の一方的な意思表示をしたとき。④所有権および質権が同一人に帰属したとき。

（無記名債権証券に対する質権）

第1244条 動産に対する質権の規定は、無記名債権証券に対する質権について準用する。質権者に証券を引き渡したときは、質権は、付随する利札および配分証書にも及ぶ。

第1245条 会社の株式に対する質権の場合において、別段の定めがないときは、質権設定者は、質権が存在する間であっても、株主の会合に出席する権利を有する。

(法定質権)

第1246条 約定質権に関する規定は、法定質権について準用する。

(権利に対する質権)

第1247条 質権は、譲り渡すことができる権利に対しても設定することができる。この場合においては、質権の設定は、当該権利を譲り渡すときの方式に従ってこれを行う。質権を設定するための契約は、公正証書または確定日付のある私文書によらなければならない。

(とりわけ請求権に対する質権)

第1248条 質権の対象が請求権であるときは、質権設定者は、債務者に質権の設定の通知をしなければならない。

第1249条 請求権に対する質権は、質権を設定した後には、弁済期が到来した利息にも及ぶ。

第1250条 同一の請求権について複数の質権を設定したときは、その優先順位は、各権利が成立した時期に従う。

(指図債権証券に対する質権)

第1251条 指図債権証券に対して質権を設定するためには、債権者に宛てて当該証券の裏書をすれば足り、それ以外の書面による合意を要しない。

(質権の対象となった請求権の支払)

第1252条 被担保債権の弁済期が到来していない場合において、質権の対象とな

った請求権が金銭に関するものでないときは、質権者は、単独でその弁済を受けることができる。質権者は、弁済を受けた時から、質権設定者の物に対して質権を有する。

第1253条 前条の場合において、質権の対象となった請求権が金銭に関するものであるときは、質権者および質権設定者は、共同して弁済を受ける権利および義務を有する。質権者および質権設定者はそれぞれ、弁済に代えてまたは弁済の後に、質権を留保して、金銭を安全にかつ利息付きで預けることを請求する権利を有する。預ける方法は、質権設定者がこれを定める。

第1254条 被担保債権の弁済期が到来した場合において、質権の対象となった請求権が金銭に関するものでないときは、質権者は、単独でその弁済を受けることができ、この場合においては、質権設定者の物に対する質権の設定の効力を生ずる。質権の対象となった請求権が金銭に関するものであるときは、債権者も、自己を満足させるのに必要な金額を限度にその弁済を受ける権利を有する。債権者は、当該弁済に代えて、自己に請求権を譲り渡すことを請求する権利を有する。債権者は、質権の対象となった請求権を他の方法で処分する権利を有しない。

(指図債権証券に対する質権の設定等)

第1255条 質権の対象が指図債権証券であるときは、質権者は、被担保債権の弁済期が到来する前であっても、単独で弁済を受ける権利を有する。質権の対象とし、かつ、債権者に引き渡した無記名債権証券に附属した利札または配分証書についても、同様とする。

被担保債権の弁済期が到来する前に弁済を受けたときは、質権者は、質権を留

保して、弁済を受けた金額を安全にかつ
利息付きで預ける義務を負う。

第1256条 権利に対する質権のその他の

事項については、物に対する質権に関す
る規定を準用する。

第11章 抵当権

（意義）

第1257条 他人の不動産に対しては、請
求権を担保するための債権者の優先弁済
を内容とする、物権たる抵当権を設定す
ることができる。

（請求権の存在）

第1258条 抵当権は、附従性を有する権
利であり、将来の請求権または条件を付
した請求権のためにもこれを設定するこ
とができる。

（抵当権の対象となりうるもの）

第1259条 抵当権は、処分をすることが
できる不動産およびこれを目的とする用
益権に対して取得することができる。用
益権に対する抵当権は、当該用益権が存
在する期間について取得することができる。

（抵当権を取得するための条件）

第1260条 抵当権を取得するためには、
抵当権を付与する権原および登記簿への
登記を要する。

（権原）

第1261条 抵当権を取得する権利を付与
する権原は、法、判決および個人の意思
である。

（法に基づく権原）

第1262条 次の各号に掲げる者は、抵当
権を取得するための、法に基づく権原を
有するものとする。①国家。遅滞した税
金に関する請求権について、その債務者
の不動産に対して。②国家、市、町村、
宗教財団、公益財団および公法法人。そ
の管理から発生する請求権について、そ

の管理人または保証人の不動産に対し
て。③親権または後見に服する者。父母ま
たは後見人の管理する財産およびその管
理による請求権について、当該者の不動
産に対して。④各配偶者。第1400条に基
づく他方の配偶者の財産の増加につい
て。⑤受遺者。その請求権について、相
続財産の不動産に対して。⑥相続人。そ
の相続分の均等化に関する請求権または
自己の相続した財産の権利の瑕疵につい
て、相続財産の不動産に対して。⑦抵当
権者。抵当権の目的となった不動産が他
人に移転しなかった場合において、請求
権に関する遅滞した利息および抵当権設
定登記の費用または訴訟費用について、
抵当権の目的となった不動産に対して。

（判決による権原）

第1263条 金銭その他金銭に換算するこ
とができる給付を承認する民事、刑事、
行政その他の特別の裁判所の確定判決お
よび仲裁または海外の裁判所の執行可能
な判決は、抵当権を取得するための権原
であるものとする。

（権原の及ぶ不動産）

第1264条 法または判決による権原に基
づく抵当権設定登記をする権利は、法に
別段の定めがないときは、債務者の全て
の不動産に及ぶ。ただし、その登記は、
特定の数量および特定の不動産に対して
のみこれを行うことができる。

（抵当権を設定する者）

第1265条 抵当権を登記する権利を付与
することができるのは、債務者または債

務者の利益においてそれを付与する第三者である。抵当権を設定する者は、不動産の所有者でなければならない。

第1266条 前条に基づく抵当権設定登記の権利は、抵当権の対象となる不動産を特定する一方的な公正証書によりこれを付与する。

第1267条 他人の不動産であることを知りながらこれを目的とする抵当権を設定し、またはその所有権に対する制限および負担を債権者に告げなかった者は、相当する他の抵当権を提供することができないときは、直ちに債務を弁済する義務を負う。この場合においては、当該者に対するさらなる責任の追及を妨げない。

(抵当権が発生する時期)

第1268条 抵当権は、不動産を管轄する登記所の登記簿にその本登記をした時から存在する。

(特定の金額についての登記)

第1269条 抵当権設定登記は、特定の金額についてこれを行わなければならない。権原が金額を特定しないものであるときは、登記を請求する者は、そのおよその金額を特定しなければならない。ただし、債務者は、当該金額を相当の程度に減額することを請求する権利を有する。

(登記の制限)

第1270条 法または判決による権原に基づいて債務者の複数の不動産に対して登記をする抵当権は、債務者の請求により請求権を十分に担保する価値の不動産にこれを制限することができる。

(抵当権を設定した者の所有権の不存在)

第1271条 不動産の所有権が登記の時に、抵当権を設定した者に帰属しないときは、個人の意思による不動産設定登記は、無効とする。当該登記は、後に所

有者がこれを承諾し、または抵当権設定者が所有権を取得したことによって治癒しない。

(抵当権の順位)

第1272条 抵当権の順位は、登記の日付によってこれを定める。

同日に登記をした抵当権は、同順位のものとする。

(登記による消滅時効の中断)

第1273条 抵当権を登記したときは、登記が担保する権利を有する者の請求権の消滅時効は、中断する。登記を抹消したときは、消滅時効は、中断しなかったものとみなす。

(仮登記)

第1274条 抵当権設定の仮登記は、判決に基づいてのみこれを行うことができる。

第1275条 (民事訴訟法執行法第53条によって削除)

第1276条 仮登記は、抵当権と同じ方法でこれを行うが、仮のものである旨を記す。

(仮登記に基づく本登記)

第1277条 仮登記は、抵当権を取得するための優先権のみを付与するものである。請求権を認容する判決が確定したときは、仮登記に基づく本登記を行い、当該本登記は、仮登記をした日付にこれを行ったものとみなす。

第1278条 不動産の所有権が他の者に移転したことは、仮登記に基づく本登記を妨げない。

第1279条 仮登記に基づく本登記を行う前に不動産に対する強制執行があったときは、仮登記が担保する請求権は不確定のものとなり、不動産は、負担のない状態で買主に移転する。

(消滅時効の中断)

第1280条 抵当権の仮登記をしたときは、仮登記が担保する権利を有する者の請求権の消滅時効は、中断する。仮登記を抹消したときは、消滅時効は、中断しなかったものとみなす。

（抵当権の不可分性）

第1281条 抵当権は、不可分な権利である。

（抵当権の範囲）

第1282条 抵当権は、抵当権の対象となった不動産の全部ならびにその構成部分および従物に及ぶ。

第1283条 抵当不動産の構成部分または従物である動産が分離し、第三者に移転したときは、抵当権者は、第三者にそれを引き渡すことを請求する権利を有しない。

（抵当不動産の劣化）

第1284条 債務者の責めに帰すべき事由によって抵当不動産が劣化し、またはその価値が減少するおそれがあるときは、債権者は、有害な行為を行わないこともしくはそれを停止すること、債務を直ちに弁済することまたは相当する他の抵当権を提供することを請求する権利を有する。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

（抵当不動産に対する保険）

第1285条 抵当不動産が建物であるときは、債権者は、債務者の費用において、火災その他の危険についてそれに保険をかける権利を有する。債務者が保険料を支払わないときは、債権者は、債務を直ちに支払うことを債務者に請求することができる。

第1286条 前条の規定は、危険に対する保険が抵当不動産の通常の管理に従って必要となるものであるときは、建物以外の抵当不動産の保険についても適用す

る。

第1287条 抵当不動産に保険をかけたときは、抵当権は、保険料にも及ぶ。債権者は、債権の順位を決定する手続きを行うために、保険料を公の機関に預けなければならない。ただし、抵当不動産が建物であるときは、債務者は、保険の対象となった事故が発生した時から6箇月以内に、保険金を建物の回復のために支出することを請求することができる。保険金の支払があった時から1年以内に当該回復をしなかったときは、保険金を公の機関に預け、債権の順位を決定するための手続きを行う。

（強制処分）

第1288条 抵当不動産が強制処分の対象となったときは、抵当権は、損害賠償金に対してこれを実行することができる。損害賠償金は、公の機関にこれを預け、債権の順位を決定するための手続きを行う。

（利息付きの元本としての登記）

第1289条 抵当権が担保する請求権の元本を利息付きのものとして登記したときは、抵当権は、不動産の所有者の如何にかかわらず、登記の順位に従い、差押えをした者の如何にかかわらず、当該差押えの時より前の1年分の遅滞した利息および差押えの時から債務の弁済の時までまたは債権の順位表が上告の対象となりえなくなった時までの利息も担保する。

（複数の抵当権の設定）

第1290条 抵当権の設定は、同一の不動産に対する他の抵当権を設定する権利を所有者から奪わない。反対の合意は、登記簿に当該合意を登記したときに限り、個人の意思によって抵当権を取得する者に対してのみこれをもって対抗することができる。

(抵当権者の権利)

第1291条 債権者は、その選択によって債権に基づく訴えまたは物権に基づく訴えを提起して、債務者に債務の弁済を請求する権利を有する。債権に基づく訴えを提起したことは、物権に基づく訴えの提起を妨げない。

第1292条 物権に基づく訴えにより、債権者は、債権の弁済期が到来した時に、抵当不動産の強制売却による債務の弁済を追及することができる。

第1293条 抵当不動産が、債権者の請求権の全部または一部を満足させるのに足りないときは、債権者は、債権に基づく訴えをもって全ての債務者に対して追求をする権利を有する。

(第三者たる所有者または占有者)

第1294条 抵当権を設定した第三者たる所有者または合法な権原により抵当不動産を占有する全ての第三者は、抵当権が担保する限度において全ての被担保債権の弁済をしないときは、債権者の物権に基づく訴えによる抵当不動産に対する強制執行を受忍しなければならない。

第1295条 第三者たる所有者または占有者に対する執行は、民事訴訟法の規定に従ってこれを行う。執行文の付された債務名義は、当該第三者にも送達する。競売金の残額は、当該第三者にこれを支払う。

(第三者の義務の範囲)

第1296条 第三者たる所有者または占有者の抵当権に関する義務は、当該第三者が個人的に債務を負わないときは、抵当不動産の価値を超えないものとする。

第1297条 保証を担保するために抵当権を設定したときは、第三者たる抵当不動産の所有者または占有者は、まずは主たる債務者に対して訴えを提起することを

請求する権利を有する。ただし、保証人が主たる債務者でもあるときは、この限りでない。

(第三者の代位)

第1298条 第三者たる抵当不動産の所有者または占有者が被担保債務を弁済し、または抵当不動産の競売により当該不動産を退去したときは、抵当権者の権利に代位する。

(第三者の責めに帰すべき事由による劣化)

第1299条 第三者たる所有者または占有者の責めに帰すべき事由により抵当不動産が劣化し、またはその価値が減少するおそれがあるときは、債権者は、有害な行為を行わないこともしくはそれを停止することまたは債務を直ちに支払うことを請求する権利を有する。この場合においては、不法行為の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(抵当権者の順位)

第1300条 抵当権者の順位は、その抵当権を登記した順序によってこれを定める。

第1301条 同日の登記をした抵当権を有する者は、等しい割合で満足を受ける。

(登記を請求することができる者)

第1302条 自己または他人のための抵当権設定登記は、全ての者がこれを請求することができる。

第1303条 とりわけ次の各号に掲げる者は、他人の利益において抵当権の登記を請求する権利を有する。①債務者が権原を有する抵当権設定登記をすることを怠った場合における、その債権者。②債権者が主たる債務者に対する請求権を担保する抵当権の権原を有する場合において、当該抵当権の登記をすることを怠ったときの、保証人。③後見人の不動産に

対する、被後見人の利益における抵当権の登記をする場合における、後見人、副後見人または全ての親族。

（抵当権の登記をしない旨の配偶者間の合意）

第1304条 第1262条第4号に規定する抵当権の登記をしない旨の配偶者間の合意は、無効とする。

（登記を請求するための証書）

第1305条 抵当権設定登記を請求する者は、権利書およびその概要書を2部提出しなければならない。概要書の1部は、権利書の複写の上にこれを記載することができる。

第1306条 前条の概要は、次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。①債権者および債務者の氏名、住所および職業。②権利書の日付および種類。③債務の金額。④債務の弁済期。⑤不動産の種類、位置および境界に関する描写。

第1307条 抵当権設定登記を請求する者は、概要書に、請求または登記を理由付ける書面または証明を添付しなければならない。

（概要書の送付）

第1308条 債務者が共同して登記を行わなかったときは、債権者は、登記をした日から8日以内に、自己の所持する概要書の複写を債務者に送付しなければならない。

（死亡した者の不動産に対する登記）

第1309条 死亡した者の不動産に対する登記は、相続人を記載しないで、当該者の名においてこれを行うことができる。

第1310条（民事訴訟法執行法第53条によって削除）

（複数の請求または登記）

第1311条 数多くの抵当権の登記または

仮登記の請求があった場合において、その全ての登記を同日に行うことができないときは、登記官は、登記を行わなかった申請について記録を作成し、提出の順序に従ってそれを記載する。登記簿へのその登記は、記録にそれを記載した順序に従ってこれを行う。

（被担保債権の譲渡またはそれに対する質権の設定）

第1312条 被担保債権を譲り渡し、またはこれに対して質権を設定したときは、当該譲渡または質権設定の登記簿の適切な欄への記載は、譲受人または質権者がこれを行わなければならない。当該記載を怠ったことによる全ての損害については、譲受人または質権者が責任を負う。（登記簿へのその他の記載）

第1313条 当事者の請求により、登記簿の登記の反対面に次の各号に掲げる事項を含む記載を行うことができる。①当事者または登記官による登記の不足または誤り。②住所または居所の変更。③被担保債権の金額の減少または複数の抵当不動産の一部に関する抵当権設定登記の抹消。④被担保債権の条件の変更。

金額の減少または複数の不動産の一部に関する抵当権設定登記の抹消および債務の条件の変更は、判決または公正証書による当事者の承諾が存在するときに限りこれを行うことができる。

（誤り及び不足の訂正）

第1314条 登記に関する誤りまたは不足は、当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、初めて登記をするときに必要となる書面に基づいてのみこれを訂正することができる。

訂正は、これを行った日からその効力を有する。

（登記の日付等）

第1315条 登記簿への抵当権設定登記、仮登記または記載および登記簿の複写または概要書は、これを行った日付を記載したものでなければならない。

(費用の負担)

第1316条 抵当権設定登記の費用は、別段の合意がないときは、債務者がこれを負担するが、登記を請求する者がこれを前払いする。仮登記に基づく本登記の費用についても、同様とする。

(抵当権の消滅)

第1317条 請求権が何らかの方法で消滅したときは、抵当権も消滅する。

第1318条 抵当権はさらに、次の各号に掲げる場合において消滅する。①抵当不動産が完全に滅失したとき。②債権者が抵当権を放棄したとき。③抵当不動産の競売をし、競売金の支払があったとき。④抵当権について定めた期限が到来したとき。

(抵当権の放棄)

第1319条 抵当権の放棄は、一方的な公正証書によりこれを行う。

当該放棄は、全ての債務者に対する債権に基づく訴えを妨げない。

(請求権の消滅時効)

第1320条 請求権が時効により消滅したときは、抵当権も消滅する。

(混同)

第1321条 所有権および抵当権が同一人に帰属したときは、抵当権は、消滅する。

(抵当不動産の改造)

第1322条 抵当不動産の改造またはその形もしくは種類の変更は、抵当権を害しない。

(仮登記の消滅)

第1323条 仮登記は、抵当権に関する事由以外に、次の各号に掲げる事由によ

て消滅する。①仮登記を命じた判決の撤回。②請求権を認容する判決が確定した日から90日以内に、仮登記に基づく本登記を行わなかったとき。

(抵当権の設定登記の抹消)

第1324条 抵当権設定登記は、債権者の承諾または確定判決をもってこれを抹消することができる。

第1325条 抹消に関する債権者の承諾は、一方的な公正証書によりこれを行う。

第1326条 (法1329/1983第11条によって削除)

(抹消に関する判決)

第1327条 債権者が抹消に承諾しないときは、利害関係を有する者の訴えにより、裁判所が抹消を命じる。

第1328条 裁判所は、抵当権が消滅し、またはその登記が無効であるときは、その設定登記の抹消を命じる。

(抵当権設定登記の無効)

第1329条 次の各号に掲げる場合には、抵当権設定登記は、無効とする。①当該登記における債権者、債務者、抵当不動産または被担保債権の金額が不明確であるとき。②日付がないとき。③無効な権利書に基づいてこれを行ったとき。

(仮登記の抹消)

第1330条 次の各号に掲げる場合には、仮登記は、これを抹消することができる。①債権者が、抵当権設定登記の抹消の場合と同じ方法で承諾をしたとき。②抵当権設定登記を命じた判決の撤回または抵当権設定登記の抹消を命じる判決を提出したとき。③請求権を認容する判決が確定した時から90日以内に仮登記に基づく本登記を行わなかったとき。

(抹消の効力)

第1331条 抵当権設定登記を抹消したと

きは、次順位の抵当権がその順位に移る。

（抵当権の回復のための登記）

第1332条 抹消した抵当権は、回復しない。新たにその登記をしたときは、当該登記の時からその効力を有する。

（登記所）

第1333条 抵当権設定登記、仮登記およびその抹消は、登記所でこれを行う。登記所は、法が定める方法によってこれを設立、運営および監督する。

第1334条 登記官は、登記簿を保管し、それに正確にかつ提出の順位に従って、法により受理すべきものであり、かつ、記入すべきものである登記、仮登記および記載を行い、かつ、法により提出を受けた書面を注意して保管しなければならない。

（登記所の書面の効力）

第1335条 法に従って作成した登記所の書面および登記簿の複写は、公文書としての効力を有する。

（頁の番号およびイニシャルの記載）

第1336条 地方裁判所の長官は、登記簿に登記がなされる前に、その各頁に番号および自己のイニシャルを付さなければならない。頁の総数は、地方裁判所の長官が登記簿の最後にこれを記載する。登記所には、登記簿のアルファベット順の索引も保管する。

（その他の形式）

第1337条 登記簿に記入する全ての数量は、数字および文字をもって記載しなければならない。登記官は、全ての登記、仮登記および抹消に自筆で署名を付し、登記に必要な概要書その他の書面を特別の巻に保管しなければならない。

（抹消、削除等）

第1338条 登記簿における抹消は、関連する登記の反対面の右側にこれを記入する。登記の本文における削除、行中の書込み、挿入および登記簿の頁の挿入または取外しは、これを禁ずる。

（登記簿の公開）

第1339条 登記簿は、これを公開し、これを閲覧したい者の閲覧に供する。ただし、閲覧をする者は、その良い保存のために必要となる条件に従わなければならない。

（複写、証書等の提供）

第1340条 登記官は、請求をした者に対して登記簿の正確な複写または概要書を提供しなければならない。

登記および仮登記の複写は、それに関する登記簿の全ての記載を含むものでなければならない。

第1341条 複写または概要書を請求した者の要望がないときは、抹消した抵当権設定登記および仮登記は、これを記載しない。

第1342条 特定の不動産に対する抵当権設定登記または仮登記がないときは、登記官は、申請をした者にその旨の証書を提供しなければならない。

第1343条 登記官は、発行する複写、概要書および証書の全てにその署名および登記所の印章を付さなければならない。

（登記官の責任）

第1344条 登記官は、その義務の履行に関する全ての行為または不作為により損害を受けた者に対して、その損害を賠償する責任を負う。

（国家の無問責）

第1345条 国家は、登記官の義務の履行に際する行為または不作為について、一切の責任を負わない。

第4編 親 族 法

第1章 婚 約

(意義)

第1346条 将来の婚姻に関する契約(婚約)の場合においては、訴えをもって婚姻を強制することができない。

婚姻をしない場合についての違約罰の約束は、無効とする。

(一方的な解消)

第1347条 婚約者の一方が重大な事由なくして婚約を解消したときは、特別の事情も考慮して、他の一方、その両親および両親に代わって行為をした者が婚姻を期待してした支出その他の準備によって受けた損害を賠償しなければならない。

前項の義務は、その責めに帰すべき事由によって他の一方による婚約の解消の事由を生じさせた婚約者の一方も、これ

を負う。

(解消の効力)

第1348条 婚姻をしないときは、各婚約者は、他方の婚約者に対して、不当利得の規定に従って、贈与または婚約の印として引き渡したものの返還を請求することができる。

婚約者の一方が死亡した場合において、疑いがあるときは、引き渡したものの返還を請求する権利を排除しなかったものとみなす。

(消滅時効)

第1349条 婚約による請求権は、婚約を解消した年の終わりにから2年を経過した時に時効によって消滅する。

第2章 婚 姻

(婚姻の要件)

第1350条 婚姻をするためには、婚姻をする者の合意を要する。関連する意思表示は、本人がこれをし、これに条件または期限を付すことができない。

婚姻をする者は、満18歳以上でなければならない。婚姻をする者が18歳に満たない場合において、婚姻をする重大な事由があるときは、裁判所は、婚姻をする者および未成年者の親権を行う者の意見を聞いた上で、婚姻を許可することができる。

第1351条 第128条および第131条第1項

に規定する者ならびに第129条第2号に従って婚姻することを特別に禁じた者は、婚姻をすることができない。

第1352条 行為能力の全部または一部を制限された者の場合において、当該制限が婚姻も含むものであるときは、当該者は、その後見人の承諾を得なければ婚姻をすることができない。後見人が承諾をしないときは、裁判所は、後見人の意見を聞いた上で、被後見人の利益に合致する場合には、婚姻をするための許可を与えることができる。

第1353条 (法1250/1982第3条によっ

て削除)

(既存の婚姻による禁止)

第1354条 既存の婚姻を解消し、または上告の対象となりえない判決がその無効を宣言する前に、重ねて婚姻をすることを禁ずる。夫婦は、その婚姻の無効の宣告がある前に、再び婚姻を行うことができる。

第1355条 (法1250/1982第3条によって削除)

(血族間の婚姻の禁止)

第1356条 直系血族および4親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

(姻族間の婚姻の禁止)

第1357条 直系姻族および3親等内の傍系姻族の間では、婚姻をすることができない。

第1358条 (法1250/1982第3条によって削除)

第1359条 (法1329/1983第13条によって削除)

(養親子間の婚姻の禁止)

第1360条 養親またはその卑属および養子の間では、養子縁組を解消した後でも、婚姻をすることができない。

第1361条 (法1250/1982第3条によって削除)

第1362条 (法1329/1983第13条によって削除)

第1363条 (法1250/1982第3条によって削除)

第1364条 (法1250/1982第3条によって削除)

第1365条 (法1329/1983第13条によって削除)

第1366条 (法1250/1982第3条によって削除)

(婚姻の方式)

第1367条 婚姻は、婚姻をする者が婚姻に同意する旨の意思表示を同時にし(民事婚姻)、または東方教会の神父もしくはギリシャで知られている他の宗教の神官が儀式をすることによってこれを行う。

前項の意思表示は公の場で、婚姻をする場所の市長または村長もしくはその合法的な代理人の面前で2人の証人の立会いをもってこれを行い、当該市長または村長もしくはその合法的な代理人は、直ちに関連する証書を作成する義務を負う。

儀式の条件および儀式に関する事項については、儀式が則る教義または宗教の方式が公の秩序に反しないものであるときは、これに従うものとする。神官は、直ちに関連する証書を作成する義務を負う。民事婚姻をしたことは、同一の婚姻についての挙式を配偶者の宗教および教義に従ってすることを妨げない。

(婚姻許可)

第1368条 民事婚姻または東方教会の儀式をもって婚姻をするためには、婚姻をする者のそれぞれの最後の住所があった場所の市長または村長の許可を得なければならない。許可を付与する権限を有する者がこれを拒絶したときは、民事訴訟法の人事訴訟の規定に従って、管轄を有する地方裁判所が最終的な判断をする。当該判決は、関連する申請があった時から10日以内にこれを行う。

(将来の婚姻の通知)

第1369条 婚姻の方式を問わず、婚姻をする前には、婚姻をする者の氏名、職業、親の名および出生地、最後の住所および婚姻をする場所を、それぞれの住所の市役所または村役場の壁に関連する通知を貼り付けて通知しなければならない。通知の時から6箇月以内に婚姻をし

なかったときは、通知は、これを再度行わなければならない。

婚姻をする者が大都市に住んでいるときは、前項の通知は、住所地において毎日発行される新聞に掲載をすることによってこれを行わなければならない。

第1370条 婚姻の許可は、調査の結果、婚姻に関する法的条件が存在し、かつ、通知を行ったことが判明したときは、こ

れを付与する義務を負う。重大な事由があるときは、通知は、これを省略することができる。

(教義または宗教の異なる者の婚姻)

第1371条 教義または宗教の異なる者が婚姻をするときは、その儀式は、婚姻をする者の教義または宗教がギリシャで知られているものであるときは、各配偶者の教義または宗教に従ってこれを行う。

第 3 章 婚姻の無効および取消

(婚姻の無効および不存在)

第1372条 無効となるのは、第1350条から第1352条まで、第1354条、第1356条、第1357条および第1360条の規定に違反してした婚姻のみである。第1367条の意思表示を市長もしくは村長またはその合法的代理人に対して行ったときは、挙式の他の形式を怠った場合でも、婚姻は、無効とならない。

第1367条に規定する方式のいずれにも従わないでした婚姻は、存在しないものとする。

(婚姻の無効の治癒)

第1373条 次の各号に掲げる場合には、婚姻の無効は、治癒する。①第1350条第1項の場合において、配偶者の自由かつ完全な合意が後にあったとき。②第1350条第2項の場合において、後に裁判所が許可を付与し、または配偶者が、18歳に達した後で婚姻を追認したとき。③第1351条の場合において、配偶者が、行為能力を有するようになった後で、婚姻を追認したとき。④第1352条の場合において、後見人、裁判所または行為能力を有するようになった配偶者が、婚姻を追認したとき。

(錯誤による婚姻の取消し)

第1374条 他の配偶者の身分に関する錯誤による婚姻は、これを取り消すことができる。

錯誤の状態が消滅した後に婚姻の追認をしたときは、配偶者は、婚姻を取り消すことができない。

(強迫による婚姻の取消し)

第1375条 強迫によって、違法なまたは善良の風俗に反する形で配偶者に強い婚姻は、これを取り消すことができる。

強迫の状態が消滅した後に婚姻の追認をしたときは、配偶者は、婚姻を取り消すことができない。

(無効の宣告および取消しの方法)

第1376条 婚姻の無効の宣告または錯誤もしくは強迫による婚姻の取消しは、判決をもってこれを行う。

第1377条 (民事訴訟法執行法第53条によって削除)

(無効の宣告または取消しを請求できる者)

第1378条 婚姻の無効の宣告または取消しを請求する訴えは、次の各号に掲げる者がこれを提起することができる。①第1350条から第1352条まで、第1354条、第1356条、第1357条および第1360条の場合においては、配偶者および利害関係を有

する者ならびに職権により検察官。②第1374条および第1375条の場合においては、錯誤があり、または強迫を受けた配偶者。この場合においては、その卑属は訴えを提起することができない。

第1379条 代理人が婚姻の無効の宣告または取消しを請求する訴えを提起するためには、特別の委任を受けなければならない。

（消滅時効）

第1380条 時効によって消滅するのは、錯誤または強迫による婚姻を取り消す訴えを提起する権利のみである。

前項の権利は、訴えを提起することができるようになった時から6箇月を経過した時に消滅する。婚姻をした時から3年を経過したときも同様とする。

（無効の宣告および取消しの効力）

第1381条 婚姻の無効を宣告し、または取消す判決が上告の対象となりえなくなったときは、婚姻は、無効または取消しの事由の如何にかかわらず、その効力を有しない。

第1382条 その無効を宣告し、または取り消した婚姻による子は、嫡出である子としての属性を失わない。

（架空の婚姻）

第1383条 婚姻をしたときに配偶者の双方または一方がその無効であることを知らなかったときは、無効の宣告は、そのことを知らなかった者に対しては将来に向かつてのみその効力を生じる。

婚姻をした時にその無効であることを知らなかった配偶者の一方は、婚姻の無効の宣告があったときは、初めからその無効であることを知っていた他の一方、または当該配偶者が婚姻の無効の宣告があった後に死亡した場合にはその相続人に対して、この場合について準用する離婚に関する規定に従い、扶養をすることを請求する権利を有する。

第1384条 強迫によって、違法なまたは善良の風俗に反する形で強いた婚姻の場合において、強迫を受けた配偶者の一方は、他の一方の死亡により婚姻を取り消し、または解消したときは、前条の第2項の権利を有する。

（第三者の権利）

第1385条 婚姻の無効の宣告または取消しは、配偶者と善意で取引をした第三者の権利を害しない。